

○国土交通省告示第八百十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等を使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成十二年建設省告示第四百四十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月十三日

国土交通大臣 石井 啓一

別表第一第七号に掲げる建築材料の項の欄中「二〇〇三」を「二〇一四」に、「JIS R五二一四（エコセメント）―二〇〇二に規定する普通エコセメント」を「回収骨材」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。